

令和4年度第1回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和4年5月31日（火）10：00～11：10

2. 場 所：ときわ会館3階 第3会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
大熊 聖也	埼玉県企画財政部交通政策課
大野 政子	住民又は旅客
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
須藤 まゆみ	埼玉運輸支局
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
田辺 裕行	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
遠山 昭人	保健福祉局長寿応援部
富澤 文雄	保健福祉局長寿応援部介護保険課
永島 淳	保健福祉局福祉部
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
兵働 正行	保健福祉局福祉部障害支援課
山本 宏	社会福祉法人さくら草

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
-------	-------------------------

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

- (1) 社会福祉法人 久美愛園
- (2) 一般社団法人 Presents Heart

新規登録の申請に係る協議について

- (3) 社会福祉法人 ねがい

3 報 告

- (1) 令和3年度下半期輸送実績報告について
- (2) 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について
- (3) 廃止の届出について

4 閉 会

【配付資料】

- 令和4年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和4年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和4年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（社会福祉法人 久美愛園）
- 資料2 更新登録申請書（一般社団法人 Presents Heart）
- 資料3 新規登録申請書（社会福祉法人 ねがい）
- 資料4 令和3年度下半期輸送実績報告について
- 資料5 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について
- 資料6 廃止の届出について
- 参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 久美愛園）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 久美愛園 移動

※社会福祉法人久美愛園の中山委員が事業者代表のため、委員席から事業者席に移動

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 山本委員 料金を初乗り 3 km まで 200 円、以降 1 km あたり 30 円とされており、値下げされているが、これは利用者の利便性を考慮してのことですか。
- 事業者 こちらについては、複数乗車の場合の料金となります。
- 須藤委員 複数乗車の料金を設定されたのは利用者の方から何か要望があったのでしょうか。
- 事業者 移動支援で双子のお子さんを見ており、複数乗車の希望があります。
しかし、現状、複数乗車を行っていないので、別々の車を利用しており、駐車場の確保や料金の面で負担がかかっています。
他の方からも移動支援にあたって複数名での利用希望がありました。
- 伊藤委員 複数乗車の場合の目的地はどのようなところがありますか。
- 事業者 お子さんをバス停でお迎えした後、そこから自宅などにお送りしたり、公園に遊びに行くことを想定しています。
- 伊藤委員 生活サポート事業は実施せず、移動支援事業で対応されているということではよろしかったでしょうか。。
- 事業者 そのとおりです。
- 永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることやお話ししたいことはありますか。
- 事業者 久美愛園が居宅介護を始めたのが 2 年前で、その際に有償運送も登録を行ったので、今回が初めての更新登録となります。
移動支援のほかに行動援護も行っており、そちらでも有償運送を利用したいとの要望をいただいています。利用者の方から有償運送があるからお願いしましたとの声をいただいております、車での移動のメリットを感じています。
- 永島会長 久美愛園さんは 1、2 年前に施設の規模を大きくされたと思いますが。

事業者　　そうです。今までは入所施設が主だったのですが、居宅介護なども行っています。

永島会長　　重度の方も多いかと思います。

事業者　　そうですね。重度の方も多いです。

永島会長　　有償運送の利用希望については、施設の立地も関係しているのでしょうか。

事業者　　街中にあるので、車移動のニーズも多いと感じます。

○社会福祉法人 久美愛園 退室

○社会福祉法人 久美愛園の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 Presents Heart）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 Presents Heart 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長　　福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることやお話したいことはありますでしょうか。

事業者　　障害福祉を主に取り扱っており、その中でさいたま市の制度である生活サポートを利用される方がいますが、移動支援では車での移動ができないため、障害の重い方だと外出が困難となっています。

それらの事情を踏まえて、前回から有償運送の登録を受け、制度を利用させていただいているところになります。

なお、知的障害の方を対象としています。

伊藤委員　　有償運送の実績を見させていただいた際に、件数が少ない印象がありますが、要望そのものが少ないのか、それとも対応が難しくお断りをしているため少ないのか、どちらになるのでしょうか。

事業者　　要望は少ないと言え少ないです。移動支援で賄えるものは移動支援で賄っていますし、生活サポートを利用すると自己負担が嵩むため、ご要望自体が少ない印象です。

お断りしているものはほとんどない状況です。

伊藤委員　　移動支援事業は車を使うことが認められていないとのお話ですが、そのよ

うな制度運用でよろしかったでしょうか。

事業者 そのように理解しています。そのため、当法人では、公共交通機関を利用して行っています。

伊藤委員 移動支援事業では、そもそも車を使って移動できないのか、あるいは車を使って移動はできるが請求ができないのか、どちらでしたでしょうか。

事業者 後者の方になります。加算ができない、要するに車を使っての移動中は移動支援としては認められないとの理解です。

永島会長 本日、委員の皆様の中に障害福祉サービスに携わっている方はいらっしゃいますか。

中山委員 はい、移動支援に関して車移動の部分は算定されません。

永島会長 山本委員のところも同じでしょうか。

山本委員 はい、同じです。

伊藤委員 そうしますと、車を利用しない移動支援事業としてはもっと実績としては多くて、車を使うときだけ生活サポートを利用している利用者さんが何名かいらっしゃるということでしょうか

事業者 そうです。色々な考え方はあるかと思いますが、健康な方と言いますか、五体満足の方であればできるだけ公園に行ったり、公共交通機関を使ったりというふうに親御さんとは話しをしています。

○一般社団法人 Presents Heart 退室

○一般社団法人 Presents Heart の申請について、全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 ねがい）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 ねがい 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

遠山委員 現在、NPO法人として事業を行っており、8月1日に社会福祉法人が認可予定とのことですが、現在は社会福祉法人としての認可はされていないということよろしかったでしょうか。

事業者 そのとおりです。

事務局 社会福祉法人としての認可は昨年、既に終わっており、今後予定していま

すのが、8月1日に既存のNPO法人から社会福祉法人に福祉有償運送を含む事業の譲渡となります。

永島会長 そうしますと、社会福祉法人の認可は既に終わっており、今回の内容は事業譲渡に伴うものということでしょうか。

事業者 はい。

須藤委員 運行管理体制や運転者、利用者の方については、既存のNPO法人そのままということでもよろしかったでしょうか。

事業者 はい。事業内容も変わりないです。

須藤委員 そうしますと、利用者さんに不利益になるようなことはないということでもよろしかったでしょうか。

事業者 そのとおりです。

須藤委員 利用者の方に東京の練馬の方や川越の方がいらっしゃいますが、運送の区域内の施設に通われているということでもよろしかったでしょうか。

事業者 はい。運送の区域内の施設に通っています。

永島会長 事業所が西区になりますので、ちょうど近隣の何市かに重なるエリアで営業されているということでしょうか。

事業者 はい、その通りです。

永島会長 事務局に確認したいのですが、さいたま市の福祉有償運送の協議会では、市内で運営をする事業者に関する協議を行えばよろしいでしょうか。他市とまたがるような事業を行う場合にはどのように取り扱えば良いでしょうか。

事務局 基本的に発着の場所が区域内にあるものをその区域の協議会で取り扱うかたちとなります。他の市町村で利用があるものについては、別途、そちらの市町村の協議会に申請を行う必要があります。

なお、今回の社会福祉法人ねがいの案件につきましては、北足立北部地区の協議会に別途、新規登録の申請が必要になりますが、北足立北部地区の次回の協議会開催が7月開催を予定していることから、まず県への登録申請を行い、後日、変更登録の申請を行う予定となっています。

山本委員 社会福祉法人格を取得した時に、NPO法人として有償運送の事業は残しておいたということでしょうか。

事業者 NPO法人は廃止となります。

山本委員 今回、社会福祉法人として新規の登録ということですが、NPO法人を廃止してしまっていて、有償運送の事業にタイムラグが生じないでしょうか。

須藤委員 NPO法人はまだ存在していて、今回、社会福祉法人として有償運送の登録が完了した後に廃止するという事ではないでしょうか。

事業者 はい。

山本委員 そうしますと、NPO法人として有償運送の事業を残していたのは、事務手続き上の措置ということでしょうか。

事業者 はい。有償運送の協議会の日程が限られているということがあります。

永島会長 事務局から何か補足はありますか。

事務局 社会福祉法人の設立にあたっては、行うべき社会福祉事業が必要となりますが、社会福祉法人ねがいの設立時には別の社会福祉事業を行うということで認可をしております。そのため、今回の有償運送の事業につきましては、事後と言いますか、また別の観点のお話となりますので、事業譲渡というかたちとなっています。

伊藤委員 社会福祉法人の定款を付けていただいておりますが、今後、定款の変更等の手続きが必要になりますでしょうか。

事務局 資料に添付していますが、現行の社会福祉法人ねがいの定款となります。定款の中に「障害福祉サービス事業の経営」が記載されていますが、福祉有償運送事業はこれとは別に公益事業として記載が必要となります。そのため、今回の事業譲渡に伴って、後日、定款に追加していただくかたちとなります。

齊藤委員 利用者が102名登録されている中で、運転者が4名しかいませんがこれで回るのでしょうか。

事業者 これは登録されている方全員が利用されているわけではなく、利用の可能性のある方を載せています。

齊藤委員 利用者の方が使いたい時間が重なるのではないかと思います。大丈夫なのでしょうか。

事業者 そちらにつきましては、今までのところ大丈夫です。

○社会福祉法人 ねがい 退室

齊藤委員 車検証が古いように思えるのですが、大丈夫でしょうか。
※有効期限は期限内なので大丈夫との声あり。

永島会長 大丈夫そうですね。

○社会福祉法人 ねがいの申請の申請について、全会一致で合意

●令和3年度下半期の輸送実績について

○事務局から、概要を資料4に基づき説明

●軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料5に基づき説明

●廃止の届出について

○事務局から、概要を資料6に基づき説明

永島会長 報告事項等について、何かご質問等ございますでしょうか。

伊藤委員 NPO法人助け合い村では頻りに車両変更の届出がなされていますが、持込の車両の廃止に伴うものということによろしかったでしょうか。

事務局 持込車両の廃止に伴うものと、法人で新たに自己所有することに伴う変更があります。

伊藤委員 かなり頻りに届出をされていて大変な印象がありますので、例えば3月末にまとめて報告するなど、届出の手法について整理していただければと思います。

須藤委員 持込車両の場合、団体によっては辞めるタイミングを年1回といったように決めている法人もあります。

法人所有の車両であれば軽微な変更として30日以内に届出をしていただく必要がありますが、持込車両であれば手続きをまとめて行っていただいても良いと考えています。

伊藤委員 ありがとうございます。

そういったことを知らない法人にとっては、負担が増えてしまいますので、事務局の方からもアドバイスして頂けると良いと思います。

事務局 わかりました。

須藤委員 今回、廃止された社会福祉法人みぬま福祉会以外にも運送実績がゼロの事業者がありますが、事業廃止の相談は来ていますでしょうか。

事務局 現状で相談は来ていません。

永島会長 理由はコロナの影響により利用者が減少し、実績が上がらなくなったとのことですが、やはりコロナの影響はあるのでしょうか。

中山委員 いえ、むしろ公共交通機関を使わずに移動したい方が多く、利用希望は増えた印象です。

永島会長 なるほど。山本委員のところはいかがでしょう。

山本委員 同じです。公共交通機関よりは、換気しながら車での移動のニーズが高いように感じます。

永島会長 他に何かございますでしょうか。

須藤委員 前回、アルコールチェッカーの取扱いについて事務局を通じて周知をお願いしていたところですが、先日、道路交通法の改正案が可決され、安全運転管理者の選任義務の対象から福祉有償運送の登録を受けた者を除くこととされました。

まだ、道路運送法の施行規則の改正はされていないので、福祉有償運送の制度がどのように対応していくかは決まっていますが、今後、これに合わせて変わっていくものと思われますので、進捗がありましたら改めて周知させていただきます。

伊藤委員 補足いたしますと、道路交通法は改正されましたが、施行されるまでの間は安全運転管理者の選任は必要になります。また、10月に切れ目なく道路運送法施行規則が改正されて、安全運転管理者と同じことをやることになる見通しなので、実際のところ、やることはほとんど変わらないと思われれます。

永島会長 縛る法律が変わるだけで、守らなければいけないことは変わらないということですね。

須藤委員 そのとおりです。

永島会長 事務局からも随時、情報提供をするようにしてください。

事務局 はい。

伊藤委員 もう1点、前回の協議会の際に福祉有償運送事業者のアンケート結果について事務局からご提供いただいておりますが、せっかく調査していただいたので、そこで見えてきた課題や共有すべき情報を事業者提供できる場

があると良いと感じます。

神奈川では、年に1回、県と共催して情報交換会のような機会を設けているので、さいたま市でも同様のものを検討していただければと思います。

永島会長

ご意見として承ります。

以上